

## 専修学校先進的教育研究開発事業の実施について（運用指針）

### 1 事業の趣旨

我が国の経済社会を支える、即戦力となる人材の養成を図るため、専修学校において、緊急に対応すべき課題に応えるための新しい教育方法の研究開発、学生ケアのシステム化、実践体験授業、職業観教育の推進に資するモデル講座の開発を行う。

### 2 事業の具体的内容

事業の実施に当たっては、専修学校先進的教育研究開発事業実施委託要綱（以下「委託要綱」という）に基づき、以下に示す4つのいずれか又は複数の領域で、新しい教育方法等の研究開発を行うこと。また、事業終了後は、その成果を広く普及するため、専修学校関係者、産業界関係者等を対象とした事業報告会を各実施委員会において実施すること。

#### 【緊急に対応すべき課題の対応方策】

領域	研究開発例（例に無いものでも可）
新しい教育方法の研究開発	・ 専修学校の教室外におけるeラーニングの活用や、専修学校間の遠隔教育の推進など、新しい教育方法についての研究開発 ・ 通信制の導入を見据えた新しい教育方法についての実証研究
学生ケアのシステム化	・ 入学から卒業までのプロセスにおいて、学生個人の考え悩みを受け止めて本人が納得する進学・就職に向くように支援するキャリアカウンセリングの導入方策についての研究開発 ・ 社会人や大卒者など、学生の多様化に対応した就職・進路指導の在り方についての研究開発
学生の創造性を発揮させる新しい授業形態の研究開発	・ インターンシップではなく、学校における授業を中心に据えた長期実践体験型授業（企画から販売までのプロセスを取り入れた授業や、各種コンテストのような長期・集団で取り組む授業など） ・ 学生が自発的にテーマを探し、それを自由に実践していく授業
職業観教育の推進	・ 高校生等を対象とした、資格取得ガイダンスや職業実習などの就職に直結した講座・コースの開設や出前講座の実証研究

### 3 事業の構成と実施体制

(1) 事業全体の構成  
別紙の構成図のとおり

(2) 事業の実施主体  
事業の実施主体は、委託要綱の委託先に規定するほか、以下の要件を満たしていること。

本事業の趣旨に合致するテーマを提案し、定められた予算と事業期間の範囲内で事業を実施し、目標とする成果をあげられること。

事業を的確に遂行するために必要な実施体制（組織・人員及び設備など）が確保できること。

文部科学省の必要とする措置、経理及びその他の事務を適切に処理できる体制であること。

(3) 実施委員会

事業の実施に当たっては、学校法人等が設置する実施委員会が中心となって事業を運営すること。実施委員会では、事業計画の企画・立案、事業計画書・報告書の作成、収支予算・決算書の作成等を行うとともに、事業に参画する専修学校、産業界等の連絡・調整を行うこと。

実施委員会を組織するに当たっては、複数の専修学校（同一法人以外の学校を含

むこと)が必ず参画すること。このほか、産業界関係者、行政関係者、有識者、関係団体などから幅広い参画を得ることが望ましい。なお、委員には事前に承諾を得ること。

#### (4) 事業実施協力校

事業実施協力校については、専修学校(法人が設置したものに限り)及び各種学校も参画できることとする。

#### 4 採択基準

委託先の選定は、受理した事業計画書の内容について以下の要件を満たしているものであり、外部有識者による審査委員会(必要に応じヒアリングを実施)の意見を踏まえ決定することとする。また、本事業において同一法人が複数のテーマを申請することは差し支えない。

- (1) 新しい教育方法等として今後の専修学校教育に役立つものであること。
- (2) 他の専修学校のモデルとなるような先進的かつ有意義な内容であること。
- (3) 社会のニーズを踏まえ、時宜にかなっていること。

#### 5 事業規模等

事業費用は500万円から2,000万円程度とする。

#### 6 注意点

- (1) 委託費の支出方法は、文部科学省の官署支出官から学校法人等の代表者(指定の口座)に支出する。
- (2) 委託費は、精算払いとする。(概算払いは、原則として認めない)
- (3) 委託を受けようとする学校法人等は、事業の円滑な運営と委託金の適切な執行が行われるよう、必要に応じ、規約、経費の支出規定等を定めるとともに、監査機関を定め、事業終了後はその監査を受けること。
- (4) 預貯金により生じた利息については、事業を遂行するために必要な経費に充当すること。
- (5) 委託費からの経費の支出は、委託決定日(7月頃)以降とする。
- (6) 所要経費については、各経費項目の経費配分バランスに気をつけること。(諸謝金や委託費など特定の経費項目が突出しないようにすること)
- (7) 事業内容の変更及び各経費項目の配分額を変更する場合は、あらかじめ協議し承諾を受けるものとする。ただし、項目ごとに配分された経費の20%以内の変更(20%を超える変更であっても、その金額が5万円未満の場合を含む)の場合は、その必要はない。
- (8) 外国旅費に係る経費は、委託費から支出できない。
- (9) 備品(OS等のソフトウェアを含む)の購入に係る経費は、委託費から支出できない。
- (10) 会議費は、会議を開催する場合のコーヒー、紅茶、弁当、茶菓子代等であり、酒類については委託費から支出できない(宴会等の誤解を受ける形態のものについても同様)。
- (11) 会場、機器、器具、設備等の借料は、自前の会場等を使用する場合は、委託費から支出できない。
- (12) 業者へ業務委託する場合は、調査研究に係るデータ集計・入力等、軽微なものに限り雑役務費に計上できるものとする。
- (13) 事業の実績報告については、実績報告書のほか、開発した教育プログラムのカリキュラム、教材等の成果物も提出すること。

< 本件照会先 >

生涯学習推進課 専修学校教育振興室 専修学校第二係

TEL.03-5253-4111(内線2938) FAX.03-6734-3716

e-mail syosensy@mext.go.jp